

# 令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業） 福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名        | 担当部署  | 目的                              | 事業概要  | 令和2年度   |                           |                     | 令和3年度   |         |   |
|----|--------------|-------|---------------------------------|---|---|---------------------------|---------------------|---|---------|---|
|    |              |       |                                 |   | 事業成果  | 事業の評価                     | 具体的な内容              | 事業の方向性  | 事業の展開方針 |   |
| 1  | 福祉施策推進事業     | 社会福祉課 | 各種福祉施策の適正な運営により市民福祉が充実している。     | 保健福祉審議会の運営、福祉有償運送運営協議会の運営、避難行動要支援者に関する事務、若者育成支援に関する事務、市民後見人に関する事務等を行う。                                | 保健福祉審議会の運営では福祉に係る3つの計画について、計画ごとに部会を設置し、審議しました。これにより、保健福祉行政の総合的かつ計画的な運営をすることがきました。避難行動要支援者避難支援体制整備事業の区・自治会説明会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を中止しましたが、避難行動要支援者名簿を提供する際に個別に説明を行いました。また、市政だよりに市民向けの広報を掲載しました。 | 妥当性<br><br>有効性<br><br>効率性 | A<br><br>A<br><br>A | 保健福祉審議会は市民参加条例、四街道市保健福祉審議会条例により、また、避難行動要支援者避難支援体制整備事業は災害対策基本法により実施する必要があります。<br><br>福祉施策の推進において外部委員、市民の意見を取り入れることができることから有効です。<br><br>審議会等会議においては複数の議題をまとめて開催する等、工夫して実施しています。 | 現行どおり   | 保健福祉に対する需要は年々増加していることから、効率性に注視しつつも外部委員や公募市民の意見を取り入れができる審議会等を効果的に開催します。また、避難行動要支援者避難支援体制整備事業の利用者を増加させるため、区・自治会、市民への広報・啓発活動を行います。 |
|    |              |       |                                 |   |   |                           |                     |   |         |   |
|    |              |       |                                 |   |   |                           |                     |   |         |   |
| 2  | 社会福祉法人指導監査事業 | 社会福祉課 | 社会福祉法人の運営が適正かつ円滑に行われている。        | 市が所管する社会福祉法人3法人の運営管理及び会計状況について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面による指導監査を行いました。監査を行うことで社会福祉法人の適正な運営を監督することができました。 | 市が所管する社会福祉法人3法人の運営管理及び会計状況について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面による指導監査を行いました。監査を行うことで社会福祉法人の適正な運営を監督することができました。   | 妥当性<br><br>有効性<br><br>効率性 | A<br><br>A<br><br>A | 社会福祉法第56条第1項の規定により実施しています。<br><br>社会福祉法人の適切な運営のために有効です。<br><br>社会福祉法、国の審査基準等に基づき実施しており、改善の余地はありません。   | 現行どおり   | 市が所管する社会福祉法人に対し、指導監査を実施し、社会福祉法人の適正な運営を監督します。  |
|    |              |       |                                 |   |   |                           |                     |   |         |   |
|    |              |       |                                 |   |   |                           |                     |   |         |   |
| 3  | 地域福祉施設管理運営事業 | 社会福祉課 | 高齢者や福祉団体が、生きがいづくりや地域福祉活動を行っている。 | 地域福祉施設の管理運営を行うとともに、新たな地域福祉施設を検討する。  | 高齢者や福祉団体に対して、生きがいづくりや地域福祉活動を行う拠点を提供できました。中央公園屋根付多目的運動場の事務移管については、引き続き準備を進めます。   | 妥当性<br><br>有効性<br><br>効率性 | A<br><br>A<br><br>B | 地域福祉施設に関しては、地方自治法第244条、第244条の2の規定により実施しています。<br><br>高齢者や福祉団体の生きがいづくりや地域福祉活動の形成に寄与しています。<br><br>中央公園屋根付多目的運動場の管理運営について、事務の効率化の観点から公園所管課への移管を引き続き検討しています。                       | 一部改善    | 引き続き、高齢者や福祉団体の活動拠点の整備・運営を行います。また、中央公園屋根付多目的運動場の事務移管について準備を進めます。   |
|    |              |       |                                 |   |   |                           |                     |   |         |   |
|    |              |       |                                 |   |   |                           |                     |   |         |   |

# 令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業） 福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名          | 担当部署  | 目的  | 事業概要   | 令和2年度   |       |        | 令和3年度   |         |  |
|----|----------------|-------|---|--|---|-------|--------|---|---------|--|
|    |                |       |   |  | 事業成果  | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性  | 事業の展開方針 |  |
| 4  | 保養センター管理運営事業   | 社会福祉課 | 市民が保健向上とレクリエーション活動を健全に育成している。               | 保健向上とレクリエーション活動を健全に育成するための施設である保養センターの管理運営を指定管理者制度により行う。 | 市民に対して、保健向上とレクリエーション活動の健全な育成を行う場を提供できました。           | 妥当性   | A      | 地方自治法第244条、第244条の2の規定により実施しています。  | 現行どおり   | 指定管理者により、今後も引き続き利用者のニーズに応えられるようサービスの提供を行っていきます。      |
|    |                |       |   |  |   | 有効性   | A      | 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用人数が減少している状況であり、市民の保健向上とレクリエーション活動の健全な育成の寄与については、平時における利用状況であれば、より高い効果が望めるものです。 |         |  |
|    |                |       |   |  |   | 効率性   | A      | 指定管理者制度により効率的・効果的な管理運営を実施しています。   |         |  |
| 5  | シニア憩いの里運営支援事業  | 社会福祉課 | 地域の高齢者が生きがいづくりや集いの場として活用している。               | シニア憩いの里の運営に対し補助金を支出して支援事務を行う。                            | 地域の高齢者が生きがいづくりや集いの場として活用できる拠点の運営に対して、支援を行うことができました。 | 妥当性   | A      | 高齢者の増加に伴い、市として地域の団体等が行う高齢者の生きがいづくり、社会参加の場に対する支援は継続して実施する必要があります。                                    | 現行どおり   | 引き続き高齢者の生きがいづくりを目的とした施設の設置運営を補助していきます。               |
|    |                |       |   |  |   | 有効性   | A      | 高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進につながっています。   |         |  |
|    |                |       |   |  |   | 効率性   | A      | 総合福祉センター等の公共施設の活用による「場の提供」には限界があり、安定的な場の提供が困難であることを考えると、補助金による運営費の補助は効率的です。                         |         |  |
| 6  | 総合福祉センター管理運営事業 | 社会福祉課 | 市民が利用できる公の施設を運営することにより、市民が、市民福祉向上のための活動を行う。 | 市民福祉を向上させるための施設である総合福祉センターの施設管理、運営を指定管理により行う。            | 市民に対して、市民福祉向上のための活動拠点を提供できました。                      | 妥当性   | A      | 地方自治法第244条、第244条の2の規定により実施しています。  | 現行どおり   | 引き続き利用者のニーズに応えられるよう、総合福祉センターの施設管理、運営を指定管理者制度により行います。 |
|    |                |       |   |  |   | 有効性   | A      | 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用人数が減少している状況であり、平時における利用人数を考慮すると、本来の福祉活動の拠点としての効果はより高くなります。                     |         |  |
|    |                |       |   |  |   | 効率性   | A      | 指定管理者制度により効率的・効果的な管理運営を実施しています。   |         |  |

# 令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業） 福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名            | 担当部署  | 目的   | 事業概要   | 令和2年度   |       |        | 令和3年度   |         |   |
|----|------------------|-------|--|--|---|-------|--------|---|---------|---|
|    |                  |       |  |  | 事業成果  | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性  | 事業の展開方針 |   |
| 7  | 南部総合福祉センター管理運営事業 | 社会福祉課 | 市民が利用できる公の施設を運営することにより、市民が、市民福祉向上のための活動を行う。                  | 市民福祉を向上させるための施設である南部総合福祉センターの施設管理、運営を指定管理により行う。              | 市民に対して、市民福祉向上のための活動拠点を提供できました。                        | 妥当性   | A      | 地方自治法第244条、第244条の2の規定により実施しています。  | 現行どおり   | 引き続き利用者のニーズに応えられるよう、南部総合福祉センターの施設管理、運営を指定管理者制度により行います。                    |
|    |                  |       |  |  |   | 有効性   | A      | 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用人数が減少している状況であり、平時における利用人数を考慮すると、本来の福祉活動の拠点としての効果はより高くなります。                       |         |   |
|    |                  |       |  |  |   | 効率性   | A      | 指定管理者制度により効率的・効果的な管理運営を実施しています。また、ふれあいセンターにおける受益者負担を導入しています。  |         |   |
| 8  | 福祉施設苦情相談員設置事業    | 社会福祉課 | 相談員を設置することで、施設利用者が施設に対する苦情を相談できる体制を提供する。                     | 市が設置している福祉施設に関する苦情を解決するための苦情相談員を委嘱している(対象施設:中央・千代田保育所、くれよん)。 | 施設利用者が施設に対する苦情を相談できる体制を提供できました。                       | 妥当性   | A      | 社会福祉法第82条の規定により実施しています。   | 現行どおり   | 引き続き、市が設置している福祉施設に関する苦情を解決するための相談員を設置します。                                 |
|    |                  |       |  |  |   | 有効性   | A      | 利用者からの苦情の相談を受けることにより、より良い施設運営につながります。   |         |   |
|    |                  |       |  |  |   | 効率性   | A      | 委員に対しては、報酬の支払いはなく費用弁償のみであることから、最低限の費用で実施しています。  |         |   |
| 9  | 民生委員事業           | 社会福祉課 | 民生委員・児童委員及び民生委員・児童委員協議会は活動費等の財源が得られる事により、民生委員活動を活発化することができる。 | 民生委員・児童委員の推薦及び活動支援、民生委員・児童委員協議会の運営を支援するための補助を行います。           | 民生委員・児童委員が地域で活動しやすいよう、研修や情報交換を随時おこない、活動支援を行うことができました。 | 妥当性   | A      | 民生委員法第17条に基づき実施しています。   | 現行どおり   | 民生委員・児童委員が地域で活動しやすいよう、研修や情報交換を随時行います。また、欠員が生じた地域については、欠員補充に向けて一層の支援を行います。 |
|    |                  |       |  |  |   | 有効性   | A      | 地域住民の立場にたって地域の福祉を担う民生委員の活動支援は、福祉のまちづくり推進に寄与しています。今後は、高齢者人口の増加により見守り対象者が増えるなど、内容や水準等の增强が必要となる可能性があります。 |         |   |
|    |                  |       |  |  |   | 効率性   | A      | 高齢化する当市において民生委員の活動環境をサポートするためには、財政的な支援を引き続き行う必要があります。定数は人口規模に応じて県条例で定められていますが、最低限の人員で行っています。          |         |   |

# 令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業） 福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名      | 担当部署  | 目的  | 事業概要   | 令和2年度   |       |        | 令和3年度   |         |  |
|----|------------|-------|---|--|---|-------|--------|---|---------|--|
|    |            |       |   |  | 事業成果  | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性  | 事業の展開方針 |  |
| 10 | 日本赤十字事業    | 社会福祉課 | 各種実施事業を支援し、赤十字活動が円滑に運営されている。                  | 社資募集・災害救援・災害時募金・献血推進実施・奉仕団・青少年赤十字・救急法などの普及活動に関する事務などを行う。   | 日本赤十字社の事業を滞りなく進め、地区内の理解と多大な協力を得ることができます。                                | 妥当性   | A      | 日本赤十字社法に基づき実施しています。   | 現行どおり   | 引き続き赤十字活動の啓発を進め、事業の支援を行います。                                |
|    |            |       |   |  |   | 有効性   | A      | 四街道市赤十字奉仕団の活動や献血など、地域福祉の推進に大きく寄与しています。  |         |  |
|    |            |       |   |  |   | 効率性   | A      | 事業費は全て日赤から交付されています。地区補助金は通常、地区からの社資の割合で決定しているため、社資が減少傾向にある現在、全体経費も減少にあります。が、限られた予算内で実施しています。                            |         |  |
| 11 | 更生保護事業     | 社会福祉課 | 保護司活動の円滑な運営、更生保護女性会の円滑な運営、犯罪の無い明るい社会づくりが行われる。 | 佐倉地区保護司会の意見を聴取し、保護司候補者を千葉保護観察所長に内申する事務、佐倉地区保護司会への助成金支出及び保護司法に基づく職務遂行のための支援事務、更生保護女性会運営支援事務、講演と映画の集いの開催・市内広報巡回及び啓発物品の配布などを行う。 | 保護司会・更生保護女性会の円滑な運営のための支援、社会を明るくする運動強調月間における啓発活動などを进行了。また、保護司が1名委嘱されました。 | 妥当性   | A      | 再犯防止推進法第24条に規定されています。また、保護司会は、保護司法第17条に規定されています。更生保護女性会は、犯罪者・非行少年の更生に協力することを目的とする女性のボランティア団体です。市としては両団体の活動を支援する必要があります。 | 現行どおり   | 再犯防止の推進に向け、引き続き保護司会、更生保護女性会が円滑な運営を行い、より良い活動が出来るよう支援していきます。 |
|    |            |       |   |  |   | 有効性   | A      | 保護司・更生保護女性会とも犯罪者の更生や、犯罪予防の啓発活動を行っており、その活動支援は再犯防止の推進と、犯罪のない明るい社会づくりの一助となっています。   |         |  |
|    |            |       |   |  |   | 効率性   | A      | 保護司会には財政的支援を行っていますが、更生保護女性会については市から財政的支援をしておらず、保護司会外からの支援で運営されています。   |         |  |
| 12 | シニアクラブ支援事業 | 社会福祉課 | シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブの活動が活性化している。               | シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブに対する補助金支出事務・各種実施事業支援事務・運営指導事務を行う。   | シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブの活動を支援することにより、高齢者の社会参加、健康維持、生きがいづくりの推進を行いました。        | 妥当性   | A      | 老人福祉法第13条の規定により実施しています。   | 現行どおり   | 引き続きシニアクラブ連合会及び単位シニアクラブが活発に活動し、高齢者の生きがいづくりにつながるよう支援していきます。 |
|    |            |       |   |  |   | 有効性   | A      | 高齢化が進む中、高齢者が生きがいを持って生活できるよう自主的に活動し、社会的な役割を果たしているシニアクラブに対して補助金を交付し活動に係る経済的支援を行うことにより、安定的な運営や活動の活性化に寄与しています。              |         |  |
|    |            |       |   |  |   | 効率性   | A      | 国・県からも補助金の交付があり、市が間接的に交付しています。シニアクラブは事業の企画・立案等について自立して活動することができることから、補助金を交付することで支援を行っている現在の方法は効率的です。                    |         |  |

# 令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業） 福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名          | 担当部署  | 目的  | 事業概要  | 令和2年度  |       |        |  | 令和3年度  |   |
|----|----------------|-------|---|---|--|-------|--------|--|--------|---|
|    |                |       |   |   | 事業成果   | 事業の評価 | 具体的な内容 |  | 事業の方向性 | 事業の展開方針   |
| 13 | シルバー人材センター支援事業 | 社会福祉課 | シルバー人材センターが安定的な財源を確保し、センターの活動が活性化している。        | 高齢者の臨時的・短期的就業機会の確保・提供を行っているシルバー人材センターに対し補助金を交付し、その組織及び活動を支援する。            | シルバー人材センターに対して運営費の一部を補助したことにより、安定した運営を支援し、高齢者の就労を援助することができました。   | 妥当性   | A      | 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第36条において、定年退職者等の職業生活の充実に資するため、臨時的かつ短期的な就業を希望する者について、その希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成することに努める旨、規定されていることから実施しています。 | 現行どおり  | 自主財源の確保が依然として十分な状況に至らないため、今後も引き続き現行どおり支援します。  |
|    |                |       |   |   |  | 有効性   | A      | 就労機会の確保のみならず、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、地域とのコミュニケーションの強化につながっており、今後も引き続き支援していく必要があると考えます。   |        |   |
|    |                |       |   |   |  | 効率性   | A      | 受託事業の増加に伴い、補助金交付額も年々減少傾向にあります。   |        |   |
| 14 | 人権擁護事業         | 社会福祉課 | 人権擁護委員活動を支援することにより、市民が抱える人権問題へのスムーズな対応が行えている。 | 人権擁護委員と連携し、各種人権啓発活動を行う。また、佐倉人権擁護委員協議会等に負担金を支払うことにより市域を超えた人権啓発の推進に取り組んでいる。 | 相談事業の実施により、相談者の問題解決の一助となりました。また、各種啓発事業の実施により、人権意識を向上させることができました。 | 妥当性   | A      | 人権擁護委員法・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律によって活動しています。各法務局管内の市町村から選出している人権擁護委員が在籍している協議会への負担金拠出により活動支援を行っています。                            | 現行どおり  | 引き続き人権擁護委員と連携し、人権啓発活動を推進しています。  |
|    |                |       |   |   |  | 有効性   | A      | 市民ニーズが高まる中で、相談事業・啓発事業を実施する効果は高く、安心で安全なまちづくりにおける地域福祉としては無くてはならない事業です。   |        |   |
|    |                |       |   |   |  | 効率性   | A      | 経費については、佐倉人権擁護委員協議会からの啓発物品配布など市の負担のない事業実施も取り入れています。  |        |   |
| 15 | 社会福祉協議会支援事業    | 社会福祉課 | 社会福祉協議会が安定的な財源を確保し、地域福祉活動を活性化する。              | 地域福祉推進のため、社会福祉協議会へ補助金を交付する。   | 社会福祉協議会の運営を支援したことにより、地域に密着し福祉サービスに寄与した社会福祉・地域福祉を充実させることができました。   | 妥当性   | A      | 社会福祉法第58条において、地方公共団体は条例の定める手続きに従って、社会福祉法人に対し、補助金を支出することができる旨、規定されています。   | 現行どおり  | 近年の核家族化や少子高齢化の進行といった社会情勢の変化により、社会福祉協議会が行う地域福祉の需要は増加していますが、会費収入が横ばいで推移している状況から、今後も引き続き現行どおり支援していきます。 |
|    |                |       |   |   |  | 有効性   | A      | 社会福祉協議会が行う事業を支援することは、地域福祉のまちづくりを推進するために有効な手段です。  |        |   |
|    |                |       |   |   |  | 効率性   | A      | 社会福祉協議会の活動環境をサポートするためには、財政的な支援を引き続き行う必要があります。  |        |   |

# 令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業） 福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名          | 担当部署  | 目的  | 事業概要   | 令和2年度  |       |   |   | 令和3年度  |  |
|----|----------------|-------|---|--|--|-------|---|---|--------|--|
|    |                |       |   |  | 事業成果   | 事業の評価 |   | 具体的な内容  | 事業の方向性 | 事業の展開方針  |
| 16 | 長寿者褒賞事業        | 社会福祉課 | 長年社会に貢献した長寿者へ敬意を示すことで、高齢者の生きがいづくりにつながっている。                          | 記念品の購入事務、祝い状の作成事務、100歳の誕生日を迎えた高齢者への褒賞事務などを行う。          | 記念品を贈呈することで、長年社会に貢献した長寿者へ敬意を示し、高齢者の生きがいづくりにつなげることができました。 | 妥当性   | A | 多年にわたり社会の発展向上に寄与された高齢者に対して長寿を褒賞し、市民の敬老意識を高めることにより、高齢者福祉を向上することを目的として長寿者褒賞規則に基づき実施しており、必要性が高い事業です。 | 現行どおり  | 引き続き、記念品の購入事務、祝い状の作成事務、100歳の高齢者への褒賞事務などを行います。  |
|    |                |       |   |  |  | 有効性   | A | 長寿者への敬意を示すことで高齢者の生きがいづくりにつながっています。  |        |  |
|    |                |       |   |  |  | 効率性   | A | 対象者の増加に伴い、コストは増加傾向にありますが、単価の引き下げなどで対応しています。   |        |  |
| 17 | 戦傷病者戦没者遺族等援護事業 | 社会福祉課 | 戦傷病者戦没者遺族の援護及び恒久平和を祈念する意識が醸成されている。                                  | 特別弔慰金などの事務並びに遺族会の支援及び戦没者追悼式の挙行、遺族会の事務を行う。              | 遺族会の活動支援などにより、遺族の援護及び恒久平和を祈念する意識を醸成することができました。           | 妥当性   | A | 特別弔慰金等の事務は戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき実施しています。また、戦没者を追悼し、恒久平和を祈念するため、戦没者追悼式は引き続き挙行する必要があります。                 | 現行どおり  | 隔年で挙行している戦没者追悼式を挙行します。<br>遺族会活動の支援と弔慰金等の事務については引き続き行っています。<br>また、遺族の高齢化などにより、遺族会の会員は減少傾向にあり、それに伴い戦没者追悼式への参列者も減少していますが、若い世代へと戦争の悲惨さを語り継ぐために、市で継続的に行っている唯一の事業であると言えます。 |
|    |                |       |   |  |  | 有効性   | A | この事業の主なものである戦没者追悼式については、新たに大きな経費が発生することは考えにくく、内容を精査して実施しています。                                     |        |  |
|    |                |       |   |  |  | 効率性   | A | この事業の主なものである戦没者追悼式については、新たに大きな経費が発生することは考えにくく、内容を精査して実施しています。                                     |        |  |
| 18 | 生活保護給付事業       | 社会福祉課 | 生活保護の要否を判定し、適正に実施することにより、保護を要する人の最低限度の生活が保障できるとともに、その自立を助長することができる。 | 生活保護法に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するため、生活困窮者に対し必要な保護を行う。 | 生活保護を必要とする人に生活を保障するとともに、自立に向けた取り組みを実施し、生活向上を目指すことができました。 | 妥当性   | A | 生活保護法第19条第1項において「都道府県、市町村が保護を決定し、かつ実施しなければならない。」旨規定しています。   | 現行どおり  | 生活保護法に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するため、生活困窮者に対し必要な保護を行います。   |
|    |                |       |   |  |  | 有効性   | A | 被保護者の個別の状況に応じた自立助長策として、当市独自に策定した個別支援プログラムに基づき支援を行っています。   |        |  |
|    |                |       |   |  |  | 効率性   | A | 生活保護法令及び要領等により、適正に実施しています。  |        |  |

# 令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業） 福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名       | 担当部署  | 目的   | 事業概要  | 令和2年度  |       |        |   | 令和3年度  |  |
|----|-------------|-------|--|---|--|-------|--------|---|--------|--|
|    |             |       |  |   | 事業成果   | 事業の評価 | 具体的な内容 |   | 事業の方向性 | 事業の展開方針  |
| 19 | 生活保護給付事務事業  | 社会福祉課 | 生活保護法に基づく調査・実施などに要する経費の支払などの事務を行うとともに医療扶助相談・指導員や医療事務管理士を配置し、医療扶助の適正化対策を行うことにより保護費が削減される。 | 生活保護法第29条調査の実施等における事務費やその他必要な経費の支出を行う。また、頻回・重複受診等の指導を行うとともに、レセプト再審査等により、医療扶助費を削減し、生活保護費の適正な支出を行う。 | 生活保護法に基づく各種調査を実施し、受給資格の可否を問い合わせ、不正受給を防止することができました。また、レセプト点検や医療扶助相談・指導員の指導により生活保護費を適正に支出しました。 | 妥当性   | A      | 市から県へデータや資料の提供を行うことにより、国・県・市の生活保護状況資料の基になり、生活保護業務を行うのに、必要な予算等の資料として活用することができるとともに、生活保護法に基づく調査の実施及び医療扶助の適正実施を行うことができるため、継続する必要があります。 | 現行どおり  | 生活保護法に基づく、調査の実施等における事務費やその他必要な経費の支出を行います。また、頻回・重複受診等の指導を行うとともに、レセプト再審査等により、生活保護費を適正に支出します。さらに、生活保護受給者への健康管理支援を行うため、医療レセプト等のデータについて、収集、分析を行います。 |
|    |             |       |  |   |  | 有効性   | A      | 頻回・重複受診等の指導を行うとともに、レセプト再審査等により、医療扶助費を削減し、生活保護費の適正な支出を行うことができます。   |        |  |
|    |             |       |  |   |  | 効率性   | A      | 面接相談員や就労支援員の配置により、効果的な相談業務の実施並びにケースワーカー活動を充実させることができます。   |        |  |
| 20 | 行旅死亡人等墓埋事業  | 社会福祉課 | 行旅病人に対し医療給付などによる救護を行うこと、行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り埋火葬などを行うことで、公衆衛生、社会秩序が保持されている。            | 諸規定で定められている処理により、かかる費用を給付する。  | 行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り埋火葬等を行うことで、公衆衛生、社会秩序が保たれました。  | 妥当性   | A      | 行旅病人及行旅死亡人取扱法第2条及び第7条、千葉県行旅病人及行旅死亡人取扱法施行規則、墓地、埋葬等に関する法律第9条により実施しています。   | 現行どおり  | 引き続き、行旅病人に対し、医療給付などによる救護を行うこと、行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り埋火葬などを行います。   |
|    |             |       |  |   |  | 有効性   | A      | 行旅病人に対して医療給付などによる救護を行うこと、行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り埋火葬などを行うことで、公衆衛生、社会秩序が保持されています。   |        |  |
|    |             |       |  |   |  | 効率性   | A      | 法令の定めに基づき事業を継続し、事業の性格上速やかな対応が要求されることから、合理的かつ適正な事業を実施しています。  |        |  |
| 21 | 生活困窮者自立支援事業 | 社会福祉課 | 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐がある人に対して、自立に向けた取り組みを実施することで、生活が向上する。                     | 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、自立を促進するものであり、今後も継続して実施する必要があります。                     | 生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化し、生活困窮者に自立相談支援事業の実施、住居確保給付金事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業を行い、生活困窮状態からの早期自立を支援する。   | 妥当性   | A      | 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、自立を促進するものであり、今後も継続して実施する必要があります。   | 現行どおり  | 生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業を行い、生活困窮状態からの早期自立を支援します。   |
|    |             |       |  |   |  | 有効性   | A      | 生活困窮者に自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等の支援を行うことにより、早期自立の支援を行っています。  |        |  |
|    |             |       |  |   |  | 効率性   | A      | 生活困窮者自立支援法に基づく事業であり、国庫負担金及び国庫補助金の対象となります。   |        |  |

# 令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業） 福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名                    | 担当部署  | 目的                             | 事業概要                        | 令和2年度   |       |        | 令和3年度   |         |  |
|----|--------------------------|-------|--------------------------------|-----------------------------|---|-------|--------|---|---------|--|
|    |                          |       |                                |                             | 事業成果  | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性  | 事業の展開方針 |  |
| 22 | 地域福祉計画策定事業               | 社会福祉課 | 地域福祉を推進することができる。               | 第3次地域福祉計画の策定を行う。            | 市民アンケート、パブリックコメント等を実施し、審議会での審議を経て、第3次四街道市地域福祉計画を策定することができました。 | 妥当性   | A      | 社会福祉法第107条の規定により実施しています。  | 休止      | 地域福祉計画は5か年計画であるため、次期計画策定に着手するまで、本事業は休止します。 |
|    |                          |       |                                |                             |   | 有効性   | A      | 市民や福祉関連団体の課題やニーズを把握し策定した計画で、市の取り組みだけではなく、自助、共助、公助それぞれの視点から計画を策定しており、市全体で地域福祉を推進することができます。 |         |  |
|    |                          |       |                                |                             |   | 効率性   | A      | 業務の一部を委託することで効率的に実施しました。  |         |  |
| 23 | 特別定額給付金給付事業              | 社会福祉課 | 簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。       | 世帯主に対し、世帯構成員1人につき10万円を支給する。 | 特別定額給付金を支給することにより、家計への支援を行うことができました。                          | 妥当性   | A      | 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月30日閣議決定)により、実施しました。  | 完了      | 令和2年度のみの事業です。                              |
|    |                          |       |                                |                             |   | 有効性   | A      | 簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことができました。  |         |  |
|    |                          |       |                                |                             |   | 効率性   | A      | 業務の一部を委託することで効率的に実施しました。  |         |  |
| 24 | 新型コロナウイルス対策緊急小口資金受給者支援事業 | 社会福祉課 | 緊急小口資金を申請した市民に支援金を給付し、生活支援を行う。 | 緊急小口資金を申請した市民に5万円を支給する。     | 支援金を支給することにより、生活支援を行うことができました。                                | 妥当性   | A      | 新型コロナウイルス感染症による影響を受けている方を対象とし、地方創生臨時交付金を用い実施しました。   | 完了      | 令和2年度のみの事業です。                              |
|    |                          |       |                                |                             |   | 有効性   | A      | 新型コロナウイルス感染症を受けている方に対し、生活支援を行うことができました。   |         |  |
|    |                          |       |                                |                             |   | 効率性   | A      | 簡素な仕組みで迅速に支援を行うことができました。  |         |  |

# 令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業） 福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名                     | 担当部署   | 目的   | 事業概要  | 令和2年度   |       |        | 令和3年度  |         |  |
|----|---------------------------|--------|--|---|---|-------|--------|--|---------|--|
|    |                           |        |  |   | 事業成果  | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性   | 事業の展開方針 |  |
| 25 | 新型コロナウイルス対策住居確保給付金受給者支援事業 | 社会福祉課  | 住居確保給付金の支給が決定した市民に支援金を給付し、生活支援を行う。                       | 住居確保給付金の支給が決定した市民に5万円を支給する。                                       | 支援金を支給することにより、生活支援を行うことができました。                                      | 妥当性   | A      | 新型コロナウイルス感染症による影響を受けている方を対象とし、地方創生臨時交付金を用い実施しました。                              | 完了      | 令和2年度のみの事業です。  |
|    |                           |        |  |   |   | 有効性   | A      | 新型コロナウイルス感染症を受けている方に対し、生活支援を行うことができました。  |         |  |
|    |                           |        |  |   |   | 効率性   | A      | 簡素な仕組みで迅速に支援を行うことができました。   |         |  |
| 26 | 老人保護措置事業                  | 高齢者支援課 | 環境上、経済上の事情により居宅において養護を受けることが困難な者が施設に入所し、生活の援護を受けることができる。 | 措置が必要な高齢者に対し、老人ホーム入所判定委員会より入所判定を行い、入所措置する。入所委託先施設を訪問して、状況把握調査を行う。 | 市内3ヶ所、市外2ヶ所の養護老人ホーム等に居宅での生活が困難な高齢者を入所措置することにより、適正な生活の援護を行うことができました。 | 妥当性   | A      | 老人福祉法に基づき、行う事業であり、環境上、経済上の理由により、居宅において生活することが困難な人を施設に入所させ、生活の援護をするうえで、必要な事業です。 | 現行どおり   | 措置が必要な高齢者に対し、老人ホーム入所判定委員会により、入所判定を行い、入所措置します。継続入所者については、入所状況把握調査を行います。 |
|    |                           |        |  |   |   | 有効性   | A      | 老人福祉法に基づき、行う事業であり、環境上、経済上の理由により、居宅において生活することが困難な人を施設に入所させ、生活の援護を行うことができました。    |         |  |
|    |                           |        |  |   |   | 効率性   | A      | 国通知の「老人ホームへの入所措置等の指針について」のとおり実施しており、入所状況把握調査を行うなどして、効率的な事業の実施を行うことができました。      |         |  |
| 27 | 高齢者在宅生活支援事業               | 高齢者支援課 | 在宅福祉サービスを利用することでひとり暮らし等高齢者や介護者が安心して暮らすことができる。            | 介護保険サービス以外の在宅福祉サービス(緊急通報装置の設置、介護用品の給付等)を提供する。                     | 在宅福祉サービスの提供により、高齢者本人及び介護者の精神的負担や経済的負担を軽減することができます。                  | 妥当性   | A      | 支援を必要とする高齢者が在宅生活を維持するために必要な事業です。   | 現行どおり   | 介護保険サービス以外の在宅福祉サービス(緊急通報装置の設置、介護用品の給付等)を提供し、在宅生活を支援します。                |
|    |                           |        |  |   |   | 有効性   | A      | 在宅生活を維持するために、必要な経済的支援や精神的支援を行うことができます。   |         |  |
|    |                           |        |  |   |   | 効率性   | A      | 介護用品引換券の対象者見直しや緊急通報装置設置の妥当性の確認を行うことで、効率的な事業の実施を行うことができました。                     |         |  |

# 令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業） 福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名                      | 担当部署   | 目的   | 事業概要   | 令和2年度   |       |        | 令和3年度   |         |   |
|----|----------------------------|--------|--|--|---|-------|--------|---|---------|---|
|    |                            |        |  |  | 事業成果  | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性  | 事業の展開方針 |   |
| 28 | 新型コロナウィルス対策在宅介護サービス利用者支援事業 | 高齢者支援課 | 在宅生活を送る要介護又は要支援認定者が新型コロナウィルス感染症の影響が続く中においても、必要な介護保険サービスを受け、安心して生活することができる。 | 新型コロナウィルス感染症の影響が続く中、在宅介護サービス利用者の感染予防に向けた衛生材料等の購入支援を目的として、四街道市新型コロナウィルス対策在宅介護サービス利用者支援臨時給付金を支給する。 | 在宅介護保険サービスを利用されている要介護又は要支援認定者が感染予防を目的としたマスク等の衛生材料を購入するための経済的支援を行うことができました。  | 妥当性   | A      | 新型コロナウィルス感染症の影響が続く中においても、介護保険サービスの利用を必要とする高齢者は多く、感染予防に資するために必要な事業です。                          | 完了      | 新型コロナウィルス感染症が拡大する中、令和2年度の単年度事業として実施しました。  |
|    |                            |        |  |  |   | 有効性   | A      | 新型コロナウィルス感染症の影響が続く中においても、安心して介護保険サービスを利用することができました。   |         |   |
|    |                            |        |  |  |   | 効率性   | A      | 国の新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業です。   |         |   |
| 29 | 介護保険事業                     | 高齢者支援課 | 高齢者が必要なサービスを受け、安心して生活できる。  | 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定します。また、介護人材を確保するため、介護職員初任者研修及び実務者研修にかかる研修費用を助成する。                      | 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画を策定しました。また、研修費の助成により、介護保険サービスの安定供給に資することができました。 | 妥当性   | A      | 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は介護保険法及び老人福祉法に規定された法定の計画になります。また、研修費用の助成も介護人材確保のため、必要な事業です。            | 現行どおり   | 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は3年に1度の策定のため、次回は令和5年度に策定業務を行います。介護職員初任者研修及び実務者研修にかかる研修費用の助成は継続して実施します。 |
|    |                            |        |  |  |   | 有効性   | A      | 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定することで、必要な介護サービス等の提供が可能となります。また、介護人材を確保することで、高齢者が必要なサービスを受けることができます。 |         |   |
|    |                            |        |  |  |   | 効率性   | A      | 計画策定については、プロポーザル方式により、コストも含めた提案内容により策定支援事業者を選定しました。また、研修費用の助成事業は県の補助(補助率3/4)を活用しています。         |         |   |
| 30 | 新型コロナウィルス対策介護サービス事業所支援事業   | 高齢者支援課 | 高齢者が必要なサービスを受け、安心して生活できる。  | 新型コロナウィルス感染症が拡大する中、介護保険サービスの提供を継続する事業者に対して奨励金を支給する。  | 介護保険サービスの提供を継続する事業者に対して奨励金を支給しました。  | 妥当性   | A      | 新型コロナウィルス感染症が拡大する中、介護サービス事業の継続は必要です。  | 完了      | 新型コロナウィルス感染症が拡大する中、令和2年度の単年度事業として実施しました。  |
|    |                            |        |  |  |   | 有効性   | A      | 市内の介護事業所のサービス提供継続に寄与しており、有効な事業です。   |         |   |
|    |                            |        |  |  |   | 効率性   | A      | 国の新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業です。   |         |   |

# 令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業） 福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名                            | 担当部署   | 目的  | 事業概要  | 令和2年度  |       |   |  | 令和3年度  |  |
|----|----------------------------------|--------|---|---|--|-------|---|--|--------|--|
|    |                                  |        |   |   | 事業成果   | 事業の評価 |   | 具体的な内容   | 事業の方向性 | 事業の展開方針  |
| 31 | 賦課徴収事業<br>(介護保険特別会計)             | 高齢者支援課 | 被保険者が公平に介護保険料を負担している。                                       | 介護保険料賦課処理、納入通知書発送、介護保険料収納処理、督促・催告、滞納整理等を適正に行う。  | 適正な介護保険財政を運営することができました。  | 妥当性   | A | 介護保険法に基づき、所得に応じた介護保険料を負担することで、制度の安定的な運営を行うために必要な事業です。  | 現行どおり  | 介護保険料の適正な賦課徴収を行います。広報、ホームページで納期内納付の周知・啓発を行うとともに、休日滞納整理等の実施により収納率の向上を目指します。また、新たにスマートフォンを用いた決済サービスを導入します。 |
|    |                                  |        |   |   |  | 有効性   | A | 被保険者の所得を正確に把握することにより、適正な保険料の賦課を行っています。広報、ホームページで納期内納付の周知・啓発を行うとともに、休日滞納整理等の実施により、収納率の向上を目指しています。 |        |  |
|    |                                  |        |   |   |  | 効率性   | A | 他課との連携をとりながら、計画的に、効果的かつ効率的に執行しています。また、事務の電算化により、効率的に事業を実施しています。                                  |        |  |
| 32 | 要介護等認定事務事業<br>(介護保険特別会計)         | 高齢者支援課 | 要介護・要支援認定申請を提出した市民が適正な介護認定調査を受けることができて、また、審査会での判定結果を受理している。 | 要介護認定申請(新規・更新・区分変更)受付業務、資格者証の交付、認定調査業務、認定調査委託業務、認定調査のための会計年度任用職員雇用、死亡・転入・転出・取り下げ処理、介護認定審査会結果通知、国・県への結果報告等を行う。 | 介護認定審査会の運営と認定調査事務の適正な実施により、申請者が介護(予防)給付の種類と量を選択するための適切な要介護認定を行うことができました。 | 妥当性   | A | 介護保険法の規定に基づき、所得に応じた介護保険料を負担することで、制度の安定的な運営を行うために必要な事業です。市が行わなければならない必要な事業です。                     | 現行どおり  | 介護保険法の規定に基づき、迅速かつ公平な認定を実施します。  |
|    |                                  |        |   |   |  | 有効性   | A | 申請者が適正な要介護等認定を受けることにより、状態に応じた介護保険サービスの選択に寄与しています。  |        |  |
|    |                                  |        |   |   |  | 効率性   | A | コストの増加傾向を抑えながら適正な認定を担保するために、日常の事務処理を効率化しています。介護認定審査会資料作成用の機器見直しにより経費削減につながりました。                  |        |  |
| 33 | 介護・介護予防サービス等諸費給付事業<br>(介護保険特別会計) | 高齢者支援課 | 要介護(要支援)認定を受けた被保険者が適正な介護給付を受けている。                           | 要介護(要支援)認定を受けた被保険者に対し、指定介護サービス事業者などから受けたサービスに要する費用の7~9割を給付する。   | 適正な介護保険財政を運営することができました。  | 妥当性   | A | 要介護・要支援認定を受けた被保険者が受ける必要な介護サービスに要する費用は介護保険法に基づき給付しています。   | 現行どおり  | 介護保険法に基づき、引き続き、適正な介護給付事業を実施します。  |
|    |                                  |        |   |   |  | 有効性   | A | 要介護・要支援認定を受けた被保険者に対し、指定介護サービス事業者などから受けたサービスに要する費用を適正に給付することで、被保険者や家族の負担が軽減されています。                |        |  |
|    |                                  |        |   |   |  | 効率性   | A | 委託や電算化により、効率的に事業を実施しています。また、財源は介護保険法の規定により、国、県、市及び介護保険料により賄われています。                               |        |  |

# 令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業） 福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名                        | 担当部署   | 目的                                       | 事業概要  | 令和2年度  |       |        | 令和3年度   |         |   |
|----|------------------------------|--------|--|---|--|-------|--------|---|---------|---|
|    |                              |        |  |   | 事業成果   | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性  | 事業の展開方針 |   |
| 34 | 特定入所者介護サービス等諸費給付事業（介護保険特別会計） | 高齢者支援課 | 低所得の被保険者が安心して施設に入所し、必要な介護サービスを受けることができる。 | 低所得者の施設入所等に伴う居住費及び食費の補足給付を行う。                         | 低所得者の施設入所及びショートステイ利用に伴う、居住費（滞在費）及び食費の補足給付を行いました。                       | 妥当性   | A      | 低所得の被保険者が安心して施設入所等ができるよう、介護保険法に基づき支給する事業です。   | 現行どおり   | 低所得の被保険者が安心して施設に入所し、必要な介護サービスを受けることができるよう、引き続き、居住費及び食費の補足給付を行います。                                   |
|    |                              |        |  |   |  | 有効性   | A      | 居住費（滞在費）及び食費の補足給付により、低所得の利用者が安心して介護施設等に入所できます。  |         |   |
|    |                              |        |  |   |  | 効率性   | A      | 委託や電算化により、効率的に事業を実施しています。また、財源は介護保険法の規定により、国、県、市及び介護保険料により賄われています。                            |         |   |
| 35 | 高額介護サービス等費給付事業（介護保険特別会計）     | 高齢者支援課 | 介護サービス利用の多い被保険者が安心して必要な介護サービスを受けることができる。 | 被保険者の介護サービスに係る利用者負担額が一定額を超えた場合に、その超えた額を給付する。          | 被保険者の介護サービスに係る利用者負担額が一定額を超えた場合に、その超えた額を給付し、被保険者の負担を軽減しました。             | 妥当性   | A      | 被保険者の負担軽減のため、介護保険法に基づき支給する事業です。   | 現行どおり   | 介護サービス利用の多い被保険者が安心して必要な介護サービスを受けることができるよう、引き続き、介護サービスに係る利用者負担が一定額を超えた場合に、その超えた額を給付します。              |
|    |                              |        |  |   |  | 有効性   | A      | 利用者負担が一定額を超えた場合に、その超えた額を給付することにより、被保険者が安心して必要な介護サービスを受けることができます。                              |         |   |
|    |                              |        |  |   |  | 効率性   | A      | 委託や電算化により、効率的に事業を実施しています。また、財源は介護保険法の規定により、国、県、市及び介護保険料により賄われています。                            |         |   |
| 36 | 審査支払手数料（介護保険特別会計）            | 高齢者支援課 | 要介護（要支援）認定を受けた被保険者が適正な介護給付を受けている。        | 千葉県国民健康保険団体連合会に、指定介護サービス事業所等からの請求明細書の審査・支払事務の手数料を支払う。 | 千葉県国民健康保険団体連合会に、指定介護サービス事業所等からの請求明細書の審査・支払事務を委託するため、その経費を手数料として支出しました。 | 妥当性   | A      | 要介護（要支援）認定を受けた被保険者が指定介護サービス事業所を利用するため必要な事業です。   | 現行どおり   | 要介護（要支援）認定を受けた被保険者が適正な介護給付を受けることができるよう、引き続き、千葉県国民健康保険団体連合会に、指定介護サービス事業所等からの請求明細書の審査・支払事務の手数料を支払います。 |
|    |                              |        |  |   |  | 有効性   | A      | 千葉県国民健康保険団体連合会に、指定介護サービス事業所等からの請求明細書の審査・支払事務を委託することにより、要介護（要支援）認定を受けた被保険者が指定介護サービス事業所を利用できます。 |         |   |
|    |                              |        |  |   |  | 効率性   | A      | 委託により効率的に事務を実施しています。また、財源は介護保険法の規定により、国、県、市及び介護保険料により賄われています。                                 |         |   |

# 令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業） 福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名                           | 担当部署   | 目的   | 事業概要   | 令和2年度   |       |        | 令和3年度   |         |   |
|----|---------------------------------|--------|--|--|---|-------|--------|---|---------|---|
|    |                                 |        |  |  | 事業成果  | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性  | 事業の展開方針 |   |
| 37 | 介護予防・日常生活支援サービス事業<br>(介護保険特別会計) | 高齢者支援課 | 要支援や介護予防・日常生活支援サービス事業対象者が適正な介護予防・日常生活支援サービスを受けています。                  | 要支援や介護予防・日常生活支援サービス事業対象者が、指定サービス事業者などから受けたサービスに要する費用の7~9割を給付する。  | 適正な介護保険財政を運営することができました。   | 妥当性   | A      | 要支援や介護予防・日常生活支援サービス事業対象者が受ける必要な介護サービスに要する費用は介護保険法に基づき給付しています。                             | 現行どおり   | 介護保険法に基づき、引き続き、適正な介護給付事業を実施します。   |
|    |                                 |        |  |  |   | 有効性   | A      | 要支援や介護予防・日常生活支援サービス事業対象者が、指定介護サービス事業者などから受けたサービスに要する費用を適正に給付することで、被保険者や家族の負担が軽減されています。    |         |   |
|    |                                 |        |  |  |   | 効率性   | A      | 委託や電算化により、効率的に事業を実施しています。また、財源は介護保険法の規定により、国、県、市及び介護保険料により賄われています。                        |         |   |
| 38 | 一般介護予防事業<br>(介護保険特別会計)          | 高齢者支援課 | 高齢者が介護予防に取り組むことで、要支援・要介護状態とならず、住み慣れた地域でいきいきと暮らせる。                    | 高齢者が個々の介護予防に取り組めるよう、介護予防の方法について各種教室で普及啓発する。介護予防教室については委託により実施する。住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。 | 種々の介護予防事業を実施したことにより、高齢者の介護予防に対する意識が高まり、実践できるようになりました。<br>*新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言に応じ、事業中止や週いち貯筋体操の活動を見合わせました。 | 妥当性   | A      | 介護保険の地域支援事業に位置づけられた事業で、高齢者が介護予防に取り組むことで、要支援・要介護状態とならないために必要な事業です。                         | 現行どおり   | 委託による認知症予防に焦点をあてた教室は、非接触で普及啓発が行えるものとします。住民主体の通いの場を充実させ、各会場において、フレイル予防の普及啓発を実施します。また、出前講座や各種講座についても、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら実施します。 |
|    |                                 |        |  |  |   | 有効性   | A      | 高齢者が自主的に介護予防に取り組むために、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じながら、各種教室の実施、普及啓発を行い、また、住民主体の通いの場を充実させることができます。 |         |   |
|    |                                 |        |  |  |   | 効率性   | A      | 各種教室による普及啓発と同時に、住民主体の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。                         |         |   |
| 39 | 地域包括支援センター運営事業<br>(介護保険特別会計)    | 高齢者支援課 | 高齢者等が、地域包括支援センターにおいて専門職に相談し、支援等を受けることで、引き続き住み慣れた地域で安心、安全に生活することができる。 | 地域住民の保健・福祉・医療の向上を包括的に支援する中核拠点である地域包括支援センターを運営し、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業を行う。   | 高齢者や関係者からの相談支援、各種ネットワーク会議等の主催・開催支援などをを行い、高齢者の心身の健康保持および生活の安定に寄与することができました。                                      | 妥当性   | A      | 法令等の定めの中で行う事業であり、高齢者等が専門職に相談し、支援等を受けることで、安心、安全に生活することができるようにするために必要な事業です。                 | 現行どおり   | 地域住民の保健・福祉・医療の向上を包括的に支援する中核拠点である地域包括支援センターを運営し、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業を行います。  |
|    |                                 |        |  |  |   | 有効性   | A      | 地域包括支援センターの専門職が、高齢者やその家族等の相談支援を行うことで、住み慣れた地域で安心安全に生活することができます。                            |         |   |
|    |                                 |        |  |  |   | 効率性   | A      | 法令等の定めの中で行う事業であり、地域包括支援センターの運営を業務委託することにより、効率的な事業の実施ができます。                                |         |   |

# 令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業） 福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名                   | 担当部署   | 目的   | 事業概要  | 令和2年度   |                   |             | 令和3年度   |         |   |
|----|-------------------------|--------|--|---|---|-------------------|-------------|---|---------|---|
|    |                         |        |  |   | 事業成果  | 事業の評価             | 具体的な内容      | 事業の方向性  | 事業の展開方針 |   |
| 40 | 在宅医療・介護連携推進事業（介護保険特別会計） | 高齢者支援課 | 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。                             | 在宅医療と介護を一体的に提供するため、在宅医療・介護連携支援センターを設置し、医療機関や介護事業所の相談支援、顔の見える関係づくりや研修会等を行う。また、市民への在宅医療や介護に関する普及啓発を行う。              | 在宅医療・介護連携支援センターが、高齢者を支える専門職からの相談を受けることで、高齢者の在宅療養を支援できました。また、市民向けの公開講座や専門職向けの研修を開催したことにより、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための知識の普及ができました。 | 妥当性<br>有効性<br>効率性 | A<br>A<br>A | 法令等の定めの中で行う事業であり、在宅医療と介護の連携を推進することで、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするために必要な事業です。<br>在宅医療・介護連携支援センターが各種事業を行うことで、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができています。<br>法令等の定めの中で行う事業であり、在宅医療・介護連携支援センターの設置運営を業務委託することにより、効率的な事業の実施ができます。 | 現行どおり   | 在宅医療・介護連携支援センターの周知により、高齢者を支える専門職からの在宅医療に関する相談がスマートに行えるような体制整備を行います。また、専門職及び市民への在宅医療・介護に関する普及啓発を行います。                |
|    |                         |        |  |   |   |                   |             |   |         |   |
|    |                         |        |  |   |   |                   |             |   |         |   |
| 41 | 認知症総合支援事業（介護保険特別会計）     | 高齢者支援課 | 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。また、必要な医療、介護および生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築する。 | 認知症の人に早期に関わり、適切な医療や介護等につなげるための初期集中支援チームを設置し、チーム員による支援を行う。認知症に関する普及啓発や相談支援を行う。認知症サポート等認知症の人を支援する関係者の連携する取り組みを推進する。 | 認知症初期集中支援チームによる支援を行うことで、認知症当事者や家族の精神的負担の軽減がされました。認知症サポートの養成やステップアップ講座の開催などを行い、認知症の人を地域で支える体制づくりを推進しました。                                   | 妥当性<br>有効性<br>効率性 | A<br>A<br>A | 法令等の定めの中で行う事業であり、認知症の人の効果的な支援体制を構築することで、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようになります。認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築や、認知症の人やその家族を支援するための相談支援、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制が構築されつつあります。   | 現行どおり   | 認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築や、必要な医療、介護および生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築していきます。                |
|    |                         |        |  |   |   |                   |             |   |         |   |
|    |                         |        |  |   |   |                   |             |   |         |   |
| 42 | 生活支援体制整備事業（介護保険特別会計）    | 高齢者支援課 | 単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、NPO法人、ボランティア等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一貫的に行っていく。 | 生活支援コーディネーターや協議体を設置し、地域のニーズと資源の状況把握、地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ、関係者のネットワーク化、資源開発、ニーズとサービス提供主体のマッチングなどを行った。             | 市政によりや通信の発行などで事業の周知ができました。地域のワークショップの開催により、地域のニーズ把握や資源把握が行えました。ニーズとサービス提供主体のマッチングができました。  | 妥当性<br>有効性<br>効率性 | A<br>A<br>A | 法令等の定めの中で行う事業であり、高齢者が多様な日常生活上の支援を受けることにより、住み慣れた地域で安心、安全に生活するために必要な事業です。生活支援コーディネーターや協議体を設置し、地域のワークショップの開催などで地域のニーズと資源の情報把握、多様な主体への協力依頼等の働きかけ、ネットワーク構築が進められています。   | 現行どおり   | 生活支援コーディネーターや協議体を設置し、事業の周知、地域でのワークショップ開催によるニーズと資源の把握、地縁組織等多様な主体への働きかけ、関係者のネットワーク構築、資源開発ニーズとサービス提供主体のマッチングなどを進めています。 |
|    |                         |        |  |   |   |                   |             |   |         |   |
|    |                         |        |  |   |   |                   |             |   |         |   |

# 令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業） 福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名                      | 担当部署   | 目的   | 事業概要  | 令和2年度   |                           |                     | 令和3年度   |         |   |
|----|----------------------------|--------|--|---|---|---------------------------|---------------------|---|---------|---|
|    |                            |        |  |   | 事業成果  | 事業の評価                     | 具体的な内容              | 事業の方向性  | 事業の展開方針 |   |
| 43 | 地域支援任意事業<br>(介護保険特別会計)     | 高齢者支援課 | 要介護4・5の認定を受けている方に家族介護用品の給付を行い、また、市長申し立て成年後見制度利用に係る費用の助成を行うことで、要介護者が地域で安心して生活できている。 | 在宅の要介護認定者(要介護4・5)に対し、介護用品引換券を給付する。また、高齢者成年後見制度利用支援事業として自ら審判請求ができない、判断力が十分でない高齢者に対する市長の審判請求及び費用の助成をする。         | 介護用品引換券の給付を行うことにより、高齢者本人や介護者の精神的・経済的な負担を軽減することができます。成年後見人等が必要な方の市長申立てや成年後見人等への報酬費の助成を行うことで、財産管理や身上監護の支援を行うとともに、報酬費支払いが困難な方への経済的支援を行うことができました。 | 妥当性<br><br>有効性<br><br>効率性 | A<br><br>A<br><br>A | 国の地域支援事業実施要綱に基づき、実施している事業であり、高齢者が地域で安心して生活できるようにするために必要な事業です。<br><br>国の地域支援事業実施要綱に基づき、実施している事業であり、高齢者本人や介護者の経済的・精神的な負担の軽減を行うことができました。<br><br>国の地域支援事業実施要綱に基づき、効率的に事業を実施しました。        | 現行どおり   | 在宅の要介護認定者(要介護4・5)に対し、介護用品引換券を給付します。また、高齢者成年後見制度利用支援事業として自ら審判請求ができない、判断力が十分でない高齢者に対する市長の審判請求及び費用の助成をします。 |
|    |                            |        |  |   |   |                           |                     |   |         |   |
|    |                            |        |  |   |   |                           |                     |   |         |   |
| 44 | 介護給付等費用適正化事業<br>(介護保険特別会計) | 高齢者支援課 | 介護保険制度の適切な運営により、介護給付費が適正に支出されている。  | 介護給付適正化システムによる不適切な請求等の抽出、介護給付費通知による利用者の自己点検等により、介護給付費を適正に支出する。  | 介護給付費を適正に支出しました。  | 妥当性<br><br>有効性<br><br>効率性 | A<br><br>A<br><br>A | 介護給付費の適正化のため、国より実施が求められている事業です。<br><br>不適切な請求等を抽出し、事業者に点検を促すことや、介護給付費通知により、利用者が自己点検を行うことにより、介護給付が適正化されます。<br><br>委託や電算化により、効率的に事業を実施しています。また、財源は介護保険法の規定により、国、県、市及び介護保険料により賄われています。 | 現行どおり   | 適正な介護保険の給付を行うため、引き続き、介護給付適正化システムによる不適切な請求等の抽出や介護給付費通知を行います。   |
|    |                            |        |  |   |   |                           |                     |   |         |   |
|    |                            |        |  |   |   |                           |                     |   |         |   |
| 45 | 介護相談員派遣事業(介護保険特別会計)        | 高齢者支援課 | 介護サービス利用者の不安・不満が解消し、サービス内容が改善されることで、質の高いサービスを受けることができる。                            | 市が委嘱した相談員が、適宜介護保険施設を訪問し、サービス利用者から日常抱えている疑問や不安を聴き、サービス提供事業者との調整を行う橋渡し役を担う。介護サービスの質の向上を目指すため、利用者の苦情やトラブルを未然に防ぐ。 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所への訪問はできませんでしたが、連絡会を1回開催し、次年度の事業再開に向けて意見交換を行いました。  | 妥当性<br><br>有効性<br><br>効率性 | A<br><br>A<br><br>A | 介護保険法の地域支援事業に位置付けられています。<br><br>介護サービス利用者の不安・不満が解消し、サービス内容が改善されることで、質の高いサービスを受けることができます。<br><br>対象サービスや訪問回数などを精査し、効率的に実施しています。また、財源は介護保険法の規定により、国、県、市及び介護保険料により賄われています。             | 現行どおり   | 介護保険法の地域支援事業に位置付けられていることから、今後も事業を継続して行います。  |
|    |                            |        |  |   |   |                           |                     |   |         |   |
|    |                            |        |  |   |   |                           |                     |   |         |   |

# 令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業） 福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名                                | 担当部署   | 目的  | 事業概要   | 令和2年度  |       |   |  | 令和3年度  |   |
|----|--------------------------------------|--------|---|--|--|-------|---|--|--------|---|
|    |                                      |        |   |  | 事業成果   | 事業の評価 |   | 具体的な内容   | 事業の方向性 | 事業の展開方針   |
| 46 | 第1号被保険者<br>保険料還付事務<br>(介護保険特別<br>会計) | 高齢者支援課 | 該当する被保険者が<br>介護保険料の還付を<br>適正に受けている。   | 誤納付及び資格喪失<br>者の保険料還付処理<br>を行う。   | 介護保険料収納額が<br>適正化されました。   | 妥当性   | A | 介護保険法の規定に基づき実施している必要な事業です。   | 現行どおり  | 過誤納の把握を速や<br>かに行い、できる限り<br>短期間に還付処理を行<br>います。   |
|    |                                      |        |   |  |  | 有効性   | A | 介護保険料の還付を適正に処理することで、納付者への公平な負担を行っています。                                       |        |   |
|    |                                      |        |   |  |  | 効率性   | A | 委託や電算化により、効率的に事業を実施しています。  |        |   |
| 47 | 一体的実施事業<br>(介護保険特別<br>会計)            | 高齢者支援課 | 高齢者の保健事業と<br>介護予防事業を一体<br>的に実施することで、<br>効果的かつ効率的に<br>高齢者の健康を保持<br>増進する。   | 国保データベースシ<br>ステムを活用したデータ<br>分析を行い、通いの<br>場への積極的な関与<br>や電話や訪問による<br>個別支援を行う。  | 国保データベースシ<br>ステムの活用により、<br>後期高齢者の健康課<br>題の抽出を行いました。<br>新型コロナウイルス<br>感染症の影響によ<br>り、通いの場における<br>健康教育や訪問はでき<br>ませんでしたが、後<br>期高齢者の質問票に<br>よる健康状態の把握<br>や電話による個別支<br>援を行いました。 | 妥当性   | A | 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、千葉県後期高齢者医療広域連合より委託を受けて実施している必要な事業です。                     | 現行どおり  | 国保データベースを活<br>用したデータ分析を行<br>い、通いの場への積<br>極的な関与や電話や<br>訪問による個別支援を行<br>います。   |
|    |                                      |        |   |  |  | 有効性   | A | 疾病の重症化予防と介護予防の双方を踏まえて支援することで、後期高齢者の健康保持、増進や介護予防を効果的に推進することができます。             |        |   |
|    |                                      |        |   |  |  | 効率性   | A | 国保データベースシステムを活用することで、後期高齢者の健康課題に応じた普及啓発活動を実施します。また、支援の必要性が高い対象者を抽出し、支援を行います。 |        |   |
| 48 | 障害者相談支援<br>事業                        | 障害者支援課 | 市担当ケースワー<br>カー、身体障害者相<br>談員、知的障害者相<br>談員や障害者相談支<br>援事業所、地域活動<br>支援センターI型の<br>窓口に対象者が相談<br>し、適切な助言を受<br>けることで心身の負<br>担が軽減している。 | 多岐に渡る相談に対<br>し、解決に向けての助<br>言、関係機関との調整<br>を行う。また、障害<br>者相談支援事業所、<br>地域活動支援セン<br>ターI型の委託に係<br>る事務、障害者自立<br>支援協議会の運営に<br>係る事務、知的・身<br>体障害者相談員の推<br>薦等に関する事務を行<br>う。 | 障害者相談支援事業<br>所に相談業務を委託<br>することで、障害に関<br>する多岐にわたる相<br>談に対応することができ<br>ました。また、障害者に対<br>し設定されている各種<br>減免制度の適用に際<br>し、証明書発行業務を行<br>いました。                                      | 妥当性   | A | 障害者総合支援法第77条により、市の責務で行わなければならぬことから、必要な事業です。                                  | 現行どおり  | 相業業務は専門知識<br>と経験やケースによ<br>つては資格が必要な場<br>合もあり、また、携わる<br>相談員の適応もあるこ<br>とから、人材として職<br>員を確保し事業を実施<br>するよりも、委託により<br>専門的な知識を有する<br>人材を活用すること<br>で、質の高い相談事業<br>を実施します。<br>証明業務については、<br>広く啓発、周知を行<br>い、証明は円滑に実<br>施します。 |
|    |                                      |        |   |  |  | 有効性   | A | 障害のある人や家族の相談に専門知識や資格を有する相談員が対応することにより、適切なサービスを提供することができます。                   |        |   |
|    |                                      |        |   |  |  | 効率性   | A | 委託により相談窓口の増加及び専門知識や資格を有する相談員の確保がされており、市民サービスの向上及び人件費の軽減に繋がっています。             |        |   |

# 令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業） 福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名       | 担当部署   | 目的  | 事業概要  | 令和2年度   |       |        | 令和3年度  |         |  |
|----|-------------|--------|---|---|---|-------|--------|--|---------|--|
|    |             |        |   |   | 事業成果  | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性   | 事業の展開方針 |  |
| 49 | 障害者自立支援給付事業 | 障害者支援課 | 障害のある人が障害福祉サービスを利用することにより地域で自立した生活を営んでいる。 | 自立支援給付事業として居宅介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援等の障害福祉サービスに係る介護給付費等の支給や、自立支援医療費及び補装具費の支給等を行う。 | 自立支援給付事業の各サービスを、必要とする障害者に適切に提供し、障害福祉の向上に寄与しました。   | 妥当性   | A      | 障害者総合支援法第2条により、市の責務で行わなければならない事業であることから、必要な事業です。   | 現行どおり   | この事業は、直接的に障害者の福祉増進に繋がることから、障害者や家族に対し、制度やサービスの内容の周知を行います。 |
|    |             |        |   |   |   | 有効性   | A      | 自立支援給付事業は、日中活動支援や居住支援など、障害者の生活の場を確保するサービスを提供しており、安定してサービス提供することで、障害のある人の自立支援がされています。                   |         |  |
|    |             |        |   |   |   | 効率性   | A      | 実施方法については、国の法律に定められており、必要な事務の電算化により、効率的に実施しています。   |         |  |
| 50 | 経済支援事業      | 障害者支援課 | 重度障害者等に、手当や助成金を給付することにより、経済的な負担が軽減されている。  | 特別障害者手当、重度知的障害者ねたきり身体障害者福祉手当、重度心身障害者医療費助成、精神障害者通所医療費助成、手帳取得助成等、手当助成金の支給を行う。     | 重度心身障害者医療費助成では、精神障害者手帳で1級を所持する人も対象者に加え、対象者の拡大を行いました。この他の手当の事業も円滑に実施し、受給者に対し適切な給付を行うことで、経済的負担が軽減されました。     | 妥当性   | A      | 特別障害者手当は、法定受託事務であり、重度知的障害者ねたきり障害者福祉手当、重度心身障害者医療費助成は県の補助対象事業です。その他は市の単独事業ですが、障害者の経済的負担の軽減をするうえで必要な事業です。 | 現行どおり   | 障害のある人の経済的負担の軽減につながるよう、引き続き、医療費の助成や福祉手当の支給事業を円滑に実施します。   |
|    |             |        |   |   |   | 有効性   | A      | 障害のある人に対する直接的な支援により、障害者の経済的な負担が軽減されています。   |         |  |
|    |             |        |   |   |   | 効率性   | A      | 事務に必要な電算化は完了しており、また、重度心身障害者医療費助成の現物給付の実施により、事務処理が軽減されています。   |         |  |
| 51 | 地域生活支援事業    | 障害者支援課 | 障害のある人が障害福祉サービスを利用することにより地域で自立した生活を営んでいる。 | 移動支援、日中一時支援等にかかる地域生活支援給付費を支給する。日常生活用具の給付、意思疎通支援を行う。                             | 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付について、自己負担を認定する所得区分の改正が行われたため、それに併せて市の規則の改正も行いました。その他、地域生活支援給付費の支給により、障害のある人の生活が向上されました。 | 妥当性   | A      | 障害者総合支援法第2条により、市の責務で行わなければならない事業であることから必要な事業です。  | 現行どおり   | 障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた地域生活支援事業を効率的・効果的に実施します。          |
|    |             |        |   |   |   | 有効性   | A      | 地域生活支援給付は、外出支援や日中預かりを提供するものであり、安定して提供することにより、障害のある人の生活が支援されています。                                       |         |  |
|    |             |        |   |   |   | 効率性   | A      | 国の法律に基づいて実施しています。また、事務処理に必要な電算化がされています。  |         |  |

# 令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業） 福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名      | 担当部署   | 目的   | 事業概要   | 令和2年度  |       |        | 令和3年度  |         |   |
|----|------------|--------|--|--|--|-------|--------|--|---------|---|
|    |            |        |  |  | 事業成果   | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性   | 事業の展開方針 |   |
| 52 | 在宅生活支援事業   | 障害者支援課 | 障害者が、様々な福祉サービスを利用し、在宅生活を維持できている。   | 福祉タクシー利用料の支払い、緊急通報装置の使用料の支払、障害者通所施設交通費の助成等、在宅での生活を支援するための対象者の認定事務及び支払い事務を行う。                             | 福祉タクシー利用料の一助成や、障害者通所施設交通費の助成等により、障害のある人の外出促進に寄与しました。   | 妥当性   | A      | 障害者通所施設交通費助成などについては、市の単独事業ですが、障害のある人の支援として必要な事業です。   | 現行どおり   | 障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた在宅生活支援事業を効率的・効果的に実施します。                                     |
|    |            |        |  |  |  | 有効性   | A      | 在宅の障害者が増加傾向にある中、通所や外出などの援助を継続して実施することにより、障害のある人の在宅における生活が向上しています。  |         |   |
|    |            |        |  |  |  | 効率性   | A      | 事業の実施にあたり、必要最低限の人員で効率的に事業を実施しています。   |         |   |
| 53 | 障害福祉推進事業   | 障害者支援課 | 四街道市障害者自立支援協議会や福祉作業所の運営や障害者優先調達事業、相談支援事業所や福祉センターの貸付事業の委託などを円滑に実施することにより、地域の障害者福祉が向上している。   | 四街道市障害者自立支援協議会や福祉作業所の運営、障害福祉団体の育成、障害者優先調達事業の実施や、障害者グループホームの運営費や家賃助成、障害者スポーツ大会に関する取りまとめ等を行い、地域の障害福祉が向上する。 | 四街道市障害者自立支援協議会の運営を円滑に実施したほか、グループホームの運営費や家賃助成の実施、福祉センターの貸付事業等を委託により行い、地域の福祉向上に寄与しました。福祉作業所については、利用者説明会を実施し、改修工事を完了させ、荷物の移動などを経て、令和3年4月から統合後の新たな体制での作業所運用を開始できるよう準備しました。 | 妥当性   | A      | 市による障害者自立支援協議会の設置は総合支援法で定められており、またグループホームの運営費及び家賃助成は、県の補助金対象事業となっています。その他、各委託事業や福祉作業所の運営は、障害のある人の支援として必要な事業です。 | 一部改善    | 令和4年度障害者基幹相談支援センター設置に向け、準備を進めます。四街道市障害者自立支援協議会の各部会の活動等、各事業を円滑に実施し、地域の障害福祉の向上に寄与します。 |
|    |            |        |  |  |  | 有効性   | B      | 四街道市障害者基幹相談支援センターを新たに設置することにより、地域の相談支援体制の連携・強化を行います。   |         |   |
|    |            |        |  |  |  | 効率性   | A      | 国・県の補助金を活用し、事業を実施しています。また、専門性が必要な事業は、委託や指定管理等により実施する等、効率的に事業を実施しています。  |         |   |
| 54 | 精神保健普及啓発事業 | 障害者支援課 | 市民に対し、精神保健福祉に関する普及啓発を行い、精神保健福祉に対する理解が深まっている。精神科の専門医に相談できる場を作り、相談者に必要とされる精神保健福祉や医療が提供されている。 | 精神保健の普及啓発のため、精神保健に精通した医師等による講演会を開催する。  | 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、講演会については実施しませんでした。心の健康相談を年2回、街かど心の相談を年2回実施し、心の悩みを相談する場を設けました。   | 妥当性   | A      | 障害者手帳を持する方は、年々増加している傾向のため、障害のある人の関わり方などの知識を得ることを目的とした講演会や生活にかかる相談会は、今後も必要な事業です。                                | 一部改善    | 精神障害のある人を対象とした講演会とその他の障害のある人を対象とした講演会のテーマについて、複数年計画で検討する必要があります。                    |
|    |            |        |  |  |  | 有効性   | B      | 精神障害のある人を対象とした講演会とその他の障害のある人を対象とした講演会のテーマについて、複数年計画で検討する必要があります。   |         |   |
|    |            |        |  |  |  | 効率性   | A      | 事業の実施にあたり、必要最低限の人員で効率的に事業を実施しています。   |         |   |

# 令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業） 福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名                      | 担当部署   | 目的  | 事業概要   | 令和2年度  |       |        | 令和3年度   |         |   |
|----|----------------------------|--------|---|--|--|-------|--------|---|---------|---|
|    |                            |        |   |  | 事業成果   | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性  | 事業の展開方針 |   |
| 55 | 障害者基本計画等推進事業               | 障害者支援課 | 障害のある人が地域でその人らしく生活するための、基本理念が定まっている。国の指針に基づき、3か年の障害福祉サービス見込み量が定まっている。 | 障害者基本計画を策定する。障害福祉計画を策定し各年度における検証を行う。   | 障害福祉団体からの意見聴取、保健福祉審議会及び障害者自立支援協議会での審議を経て、パブコメを実施し、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定しました。第4次障害者基本計画に掲げた取り組みに対する各課の進捗内容に関する調査を行いました。   | 妥当性   | A      | 障害者基本計画は障害者基本法第11条で定められた事業であり、その中に掲げた取り組みについて、関係各課に照会し、計画の進捗を管理することは障害福祉の推進に必要です。                 | 一部改善    | 各課の実施事業の管理と調査シートの内容見直しを実施します。   |
|    |                            |        |   |  |  | 有効性   | B      | 各課の取り組む事業によっては、すでに廃止されたものもあり、実施されている事業の管理をより的確に行う必要があります。   |         |   |
|    |                            |        |   |  |  | 効率性   | B      | 各課への実施事業の照会を行った際、調査シートの記入についての質問が出ることがあるので、記載例を添付したり、調査シートの記入欄等の見直しをするなど、スムーズな調査ができるよう見直す必要があります。 |         |   |
| 56 | 意思疎通支援事業                   | 障害者支援課 | 聴覚、言語・音声機能障害のため、意思疎通を行うことに支障がある障害者のために、コミュニケーションがとれるよう手話通訳者を設置する。     | 聴覚、言語・音声機能障害のため、意思疎通を行うことに支障がある障害者のために、手話通訳者、要約筆記者を派遣する。また、市役所での諸手続きにおいて、コミュニケーションがとれ円滑に手続きが行えるよう手話通訳者を設置する。 | 聴覚、言語・音声機能障害のため、意思疎通を行うことに支障がある障害者のために、手話通訳によりコミュニケーションをとることができました。新型コロナ感染防止のため遠隔手話サービスが利用できるよう、通信機器を整備しました。また、手話奉仕員を育成するために手話奉仕員養成講座(後期)は、新型コロナウイルス感染防止のため、令和2年度の講座は中止しました。 | 妥当性   | A      | 障害者総合支援法第2条により、市の責務で行わなければならない事業であることから必要な事業です。   | 現行どおり   | この事業は、聴覚、言語・音声機能障害により不利益を生じないように意思疎通が円滑に行えるために手話通訳者等を派遣することが必要なことから、本事業は実施していきます。 |
|    |                            |        |   |  |  | 有効性   | A      | 聴覚、言語・音声機能障害者に手話通訳者が対応することにより、意思疎通が円滑に行われました。   |         |   |
|    |                            |        |   |  |  | 効率性   | A      | 聴覚、言語・音声機能障害者に対してのコミュニケーションツールとして手話で対応することで、対応時間が削減されました。   |         |   |
| 57 | 新型コロナウイルス対策障害福祉サービス事業所支援事業 | 障害者支援課 | 新型コロナウイルス感染症による影響が続く中、献身的にサービスを提供している市内の障害福祉サービス事業所の感染拡大防止対策を支援する。    | 市内の障害福祉サービス事業所に奨励金を支給する。   | 市内の障害福祉サービス事業所のうち、入所施設9施設に20万円、その他の23施設に10万円、奨励金を支給しました。   | 妥当性   | A      | 新型コロナウイルス感染症による影響が続く中、障害福祉サービスを継続して提供している事業所に対する感染拡大防止対策への支援は必要性が高いです。                            | 完了      | 令和2年度のみの事業です。   |
|    |                            |        |   |  |  | 有効性   | A      | 障害福祉サービス事業所へ奨励金を支給することにより、感染拡大防止対策の一助となりました。  |         |   |
|    |                            |        |   |  |  | 効率性   | A      | 入所施設とそれ以外の施設の2通りで定額支給したことにより、短期間で効率的に支給することができました。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しています。             |         |   |

# 令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業） 福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名                   | 担当部署                 | 目的   | 事業概要  | 令和2年度   |       |        | 令和3年度   |         |   |
|----|-------------------------|----------------------|--|---|---|-------|--------|---|---------|---|
|    |                         |                      |  |   | 事業成果  | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性  | 事業の展開方針 |   |
| 58 | 新型コロナウィルス対策遠隔手話サービス実施事業 | 障害者支援課               | 新型コロナウィルスの拡大防止のため、また、感染が疑われる聴覚障害者のために、遠隔手話通訳を行う。 | 感染が疑われる市内在住の聴覚障害者に対し、医療機関受診の際に手話通訳を利用できるよう、スマートフォンなどのテレビ電話機能による遠隔手話通訳サービスを行う。また、機器の貸し出しを行う。   | 遠隔手話通訳により、聴覚障害者の日常生活の利便性につながるとともに、新型コロナウィルス感染症拡大防止対策にも活用できました。  | 妥当性   | A      | 聴覚障害者と手話通訳者の連絡手段として妥当です。  | 完了      | 令和2年度のみの事業ですが、遠隔手話通訳サービスは、引き続き意志疎通支援事業の中で実施します。   |
|    |                         |                      |  |   |   | 有効性   | A      | 遠隔手話通訳を実施することで、新型コロナウィルス感染症拡大防止につながります。   |         |   |
|    |                         |                      |  |   |   | 効率性   | A      | タブレットを利用して映像と文字が選べ、効果的に手話通訳者を活用することができます。   |         |   |
| 59 | 児童デイサービスセンター施設管理事業      | 障害者支援課（児童デイサービスセンター） | 安全・清潔な施設利用ができる。                                  | 児童デイサービスセンター建物の管理業務を行う。   | わろうべの里と施設管理を一体的に行いながら、利用者に安全・清潔な施設を提供できました。   | 妥当性   | A      | 児童発達支援を実施するにあたり、重要な衛生管理および安全確保などの環境整備のために必要な事業です。   | 現行どおり   | わろうべの里と施設管理を一体的に行います。   |
|    |                         |                      |  |   |   | 有効性   | A      | 施設の安全整備を行うことにより、児童発達支援実施中、安心して施設を利用することができています。また、衛生管理を行うことにより、清潔な施設の提供ができます。                           |         |   |
|    |                         |                      |  |   |   | 効率性   | A      | 施設管理をわろうべの里と一体的に行い、消耗品・備品管理はそれぞれの必要性に応じて実施することで、経費的、時間的に効率性がとられています。                                    |         |   |
| 60 | 児童発達支援事業                | 障害者支援課（児童デイサービスセンター） | 児童一人ひとりの発達に応じた適切な指導・訓練が受けられる。                    | 心身の発達に支援を必要とする児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行うとともに、保護者への指導、助言を行いました。0歳児、2歳児、中途契約の年長児のプログラムや午後のプログラムを実施するなど個々の児童の発達に応じた療育を実践しました。 | 心身の発達に支援を必要とする児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行うとともに、保護者への指導、助言を行いました。0歳児、2歳児、中途契約の年長児のプログラムや午後のプログラムを実施するなど個々の児童の発達に応じた療育を実践しました。 | 妥当性   | A      | 心身の発達に支援を要する児童に対して重要である早期療育の場の提供、またその保護者への指導・助言を地域の中で行っており、必要性の高い事業です。                                  | 現行どおり   | 心身の発達に支援を必要とする児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行うとともに、保護者への指導、助言を行います。個々の児童の発達に応じたグループ編成の検討、ニーズに応じた開所時間の検討など充実した療育を実践しています。 |
|    |                         |                      |  |   |   | 有効性   | A      | 心身の発達に支援を要する児童が、日常生活における基本的な動作や集団生活への適応訓練などの早期療育を一人ひとりの発達に応じて受けることができ、また保護者が子どもの成長発達について相談できる場の提供ができます。 |         |   |
|    |                         |                      |  |   |   | 効率性   | A      | 児童福祉法に基づき、児童一人ひとりが平等に、その発達に応じた適切な指導・訓練をうけられるようクラス編成やプログラム内容の工夫をし効率的に運営しています。                            |         |   |